

監監第 412 号  
令和7年7月18日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月24日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「2024年11月20日から12月10日にかけて神奈川新聞が配信した報道について」発出した「「公平性を担保した記事掲載を求める」との文書」及び「2024年10月28日に」「共同通信へ対して」発出した「記事の削除を求める文書」「の作成および交付に従事した職員の、当該業務遂行に要した時間相当の人工費および関連経費」及び「このような行為の遂行が」「報道部で常態化している以上（今後も止めるとは云っていない）、当該職員の当該職務遂行期間の給与支出もまた、公金の違法・不当な支出である」と述べています。また、事実証明書として、令和6年10月28日に一般社団法人共同通信社に交付した1通の文書及び令和6年11月20日から同年12月12日までの間に横浜市が株式会社神奈川新聞社に交付した4通の文書を提出しています。

このことから、令和6年10月28日から12月12日までの間に、横浜市が一般社団法人共同通信社及び株式会社神奈川新聞社に交付した一連の文書の作成及び交付に従事した職員に対する給与の支出について摘要しているものと解されます。

（裏面あり）

請求人は、「当該公文書の発出は、職務の名を借りて、公務の公正性・中立性を逸脱し、憲法が保障する表現の自由を侵害する違法・不当行為であることは明らかです。」「当該職員の違法または不適切な職務執行について」「違法・不当となる公金支出の是正（返還）を求めます。」と述べています。

普通地方公共団体は、法第 204 条第 1 項の規定に基づき、常勤の職員に対し給料を支給しなければならず、同条第 3 項の規定により、その支給方法は条例で定めなければならないことになっています。

横浜市的一般職職員の給料の支給方法等について定めている横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」といいます。）には、職員の給与の返還に関する規定はありませんが、給与条例第 13 条には、職員がその職務に従事しないときに、勤務 1 時間当たりの給与額を減額することが規定されています。

請求人の主張を給与の返還又は減額を求めるものと解したとしても、請求人が当該公文書の作成及び発出に従事した職員（以下「本件職員」といいます。）の給与の一部の返還又は減額を求める理由は、本件職員が作成及び発出した文書の内容に対する請求人の異議に基づくものです。住民による監査請求及び訴訟の制度は、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものではなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するためのものです（東京地方裁判所平成元年 10 月 26 日判決参照）。本件請求の理由は、本件職員の行政行為自体を問題とするものであって、給与条例に定める減額事由を摘示したものではありません。

したがって、本件職員に対する給与の支給が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。